

1 事業評価

	事業の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
1	<p>経済構造の変化等を踏まえた競争環境の整備 - 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の作成・公表 -</p>	<p>(1) 必要性 いわゆるIT基本法において、電気通信事業者間の公正な競争の促進に関する規定が設けられるなど、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争を促進していくことが政府全体としての重要な政策課題の一つとされているところであり、また、電気通信事業分野を含む我が国の情報通信産業の市場規模は、一貫して増加している状況にあり、社会的な必要性に対応したものであったと評価。</p> <p>(2) 有効性 アンケートに回答した一般事業者の約7割は指針が分かりやすい記述になっていると回答し、約8割は指針を社内周知していると回答していること、また、高シェア事業者においては、すべての事業者が指針は分かりやすい記述になっていると回答し、指針遵守のための取組及び指針に記載された競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい「行為」を実施していることから、指針の作成・公表は、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争の維持・促進に有効性があったと評価。</p> <p>(3) 効率性 規制改革推進3か年計画において、平成13年中の取りまとめ・公表が規定されていたところ、この規定どおりに公表を行うことができており、効率的に行われたものと評価。</p>	<p>電気通信事業分野における事業者間の公正かつ自由な競争を促進し、独占禁止法違反行為を未然に防止する観点から、独占禁止法の運用の蓄積等を踏まえ、必要な見直しを検討する。</p>
2	<p>公正かつ自由な競争のルールの整備・明確化、独占禁止法等の違反行為の未然防止 - 事業活動に関する相談指導体制 -</p>	<p>(1) 必要性 事業者等からの相談件数は年平均1,922件にのぼり、事業者等へのアンケート調査では、「相談後の活動を安心して実施できた」等の意見があったところであり、こうした状況にかんがみれば、相談指導体制の整備の必要性は高いと評価。</p> <p>(2) 有効性 事業者及び事業者団体へのアンケート調査では、多くが相談対応に満足し、回答を実際の事業活動に活かしていると回答しており、有効性があったと評価。今後、相談指導体制そのものに対する事業者の認知度を向上させるための工夫が必要。</p> <p>(3) 効率性 平均処理日数が平成11年度の73.3%となっており、効率性が向上していると評価。</p>	<p>相談指導体制に対する認知度の向上について、ホームページの充実及び相談事例集の作成・公表(平成16年6月目途)を通じて、図っていくこととした。</p>

	事業の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
3	行政手続等の電子化の取組 - 独占禁止法等の申請・届出関係 -	<p>(1) 必要性 電子政府の推進は、我が国の重要政策課題であり「e-Japan重点計画 - 2002 - 」においても国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされており、電子化は、国や社会のニーズに照らして必要性があったと評価。</p> <p>(2) 有効性 公正取引委員会における申請・届出等手続の電子化は、当然に国民の負担の軽減に資するものであり、有効なものであったと評価。特に、公正取引委員会における申請・届出等手続の2件について、平成14年度までにすべて運用開始。</p> <p>(3) 効率性 今回の電子化の運用開始までの所要日数の大小のみを指標として、直ちにその効率性を測定することは十分ではないが、「e-Japan重点計画 - 2002 - 」において国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにするとされているところ、「独占禁止法違反等に係る申告」に係る電子窓口及び「景品表示法違反等に係る申告」に係る電子窓口については、平成14年4月までに運用開始しており、残りの申請・届出等手続については、平成15年3月に試験運用を開始しており、効率的に行われたものと評価。</p>	引き続き、電子化が可能な手続については、電子化の取組を行う

2 実績評価

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
1	下請取引における電磁的記録の提供に係る法制の周知	<p>(1) 必要性 電子受発注が拡大している中で、親事業者が下請事業者に一方的に電子受発注の実施を押し付けたり 不当に費用負担を押し付けたりするなどの懸念があったことから 留意事項を作成して周知を図ることについて、社会的必要性は高かったと考えられる</p> <p>(2) 有効性 ア 留意事項は、パブリックコメントを踏まえて適正に作成され、その周知活動も広範に行われたと評価できる。 イ 留意事項に関する親事業者の認識について調査したところ、調査対象の事業者のうち、「まったく知らない」との回答はなく、90%が「よく知っている」又は「やや知っている」と回答しており、80%が当委員会の周知活動を通じて知ったと回答している。また、96%が留意事項は適切な電子受発注の推進に「賢している」と回答している。さらに、平成13年度の定期書面調査において、下請取引における電子受発注に係る違反事例はなかった。これらのことから留意事項は、違反行為の未然防止・下請取引の公正化に対して一定の有効性があったと考えられる。 ウ 今後、下請取引において電子受発注を実施する親事業者が増加することが予想されることから、今後とも留意事項の周知に努めていく必要がある。</p> <p>(3) 効率性 一般に、周知活動等を通じることで多くの違反行為が未然防止されれば、より効率的であると考えられる。留意事項の作成・公表については、一定の有効性があったと考えることができ(上記ウ参照)、下請取引の公正化にとって効率的であったのではないかと考えられる。 なお、補足調査におけるヒアリングにおいて、当委員会から発信されるさまざまな情報の伝達について、郵送等から電子メールを使うことにより簡略化できる。定期書面調査等を現行の紙媒体から電子化した方が効率的である、といった意見があり、当委員会の業務を電子化することにより、周知活動の手法について一層の効率化を行うことを検討する必要がある。</p>	<p>平成15年度においては、IT化の進展を踏まえ、下請取引適正化推進講習会、下請取引改善研修会、改正下請法説明会等の講習会において、事業者に対し、留意事項の周知に努めた。</p> <p>平成16年4月以降、下請法の改正に伴い対象にサービス分野における下請取引が追加されることから、サービス分野の下請取引における親事業者となると考えられる事業者向けに説明会を開催する等留意事項の周知に努める。</p> <p>さらに、補足調査ヒアリングにおいて効率化に関する意見が出されたことから、これを踏まえ、平成16年度の定期書面調査から、従来の紙媒体による方法のほか、電子的方法による調査を採用。</p>
2	法制度の在り方の見直し・検討	<p>(1) 必要性 ア 一般集中規制に係る規定の見直し 規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)において、「一般集中規制(持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制)の見直し」が掲げられているなど、社会的必要性は高かったものと評価できる。</p>	<p>一般集中規制については、規制改革・民間解放推進3か年計画において、「一般集中規制について、今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップす</p>

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
		<p>イ 手続等に係る規定の見直し 独占禁止法研究会、21世紀こふさわしい競争政策を考える懇談会からその見直しが提言されていたなど、社会的必要性は高かったものと評価できる。</p> <p>(2) 有効性 これらの見直しが公正かつ自由な競争の促進に与えた影響について、現時点において、直接的・計量的に測定することは、困難であるので、一部の事業者からヒアリング調査を行うこと等により、定性的に評価した。</p> <p>ア 一般集中規制に係る規定の見直し 今回の見直しは、経済実態調査によって得られた経済実態を踏まえたものである。(経済実態調査によれば、広く薄く株式保有は、減少又は解消される方向にある。) ヒアリング調査によれば、独占禁止法第9条の2の規定の廃止により、今後、グループ企業の再編等がしやすくなったなどの意見が挙げられた。 また、ヒアリング調査において、株式保有する場合には支配可能な程度の株式を保有するとの意見が挙げられるなど、今後も企業グループの株式保有関係の密接化の動きもつかかわれる。</p> <p>イ 手続等に係る規定の見直し 各種の送達が可能となって円滑な審査活動が可能となり、また、既往の違反行為に対する措置の対象の追加、法人等に対する罰金の上限額の引上げによって違反行為に対する措置の拡充が図られ、これらのことは公正かつ自由な競争の促進に当然に資するものと評価できる。</p> <p>(3) 効率性 これらの見直しについて、代替的な活動はなく、また、短期間で行われたと評価できる。</p>	<p>る。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する」とされており平成16年度においてフォローアップ、引き続き評価・検討することとしている。</p>
3	公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 - 平成14年度における独占禁止法違反行為に対する措置 -	<p>(1) 必要性 構造改革を実現するために競争政策の強力な実施が求められているところであり、特に独占禁止法違反行為に対する厳正な対応が必要。</p> <p>(2) 目標達成の程度 平成13年度に次いで多い法的措置件数となっており、違反行為に厳正に対処したものと評価。 他方、今後、申告情報の事件処理化の促進、申告の適切な処理、違反行為に対して引き続き厳正に対処するほか、積極的対応が求められている諸分野を中心として審査体制を整備しつつ、独占禁止法違反行為に対して積極的に排除していくことが必要。</p> <p>(3) 有効性 総合評価において、法的措置の前後における価格の動向等を調査し、その結果を取りまと</p>	<p>Ⅱ 公益事業分野、知的財産権分野など重点審査分野における事件について積極的に対応し、厳正に対処。 複雑かつ巧妙化する独占禁止法違反事件の処理を的確に行うため審査専門官を増員するとともに、審査開始から審判段階までの全事件を審理し、法解釈、審査活動の内容の統一を図るため、管理企画課企画室を設置。 引き続き、審査体制の整備・充実、審査手法</p>

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
		<p>めている(公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 - 平成13年度における独占禁止法違反行為に対する措置(総合評価)-)</p> <p>(4) 効率性</p> <p>警告に係る事件に投入された人員・時間は、勧告に係る事件の約56%、注意に係る事件は同じく約23%、打ち切りとなった事件は同じく約45%。今後、事件担当部署の審査長等が担当事件処理の繁閑を見極めながら、リソースの効率的な配分に努め、注意本来の主旨に沿った迅速な事件処理に配慮する必要。また、複雑かつ巧妙化する独占禁止法違反事件の処理を的確に行うため、公正取引委員会の審査部門全体にわたる定員の増加が今後も引き続き必要。</p>	<p>の改善、事件間のリソースの効率的な配分等により、迅速・厳正な対応を図る。</p>
4	<p>公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 - 平成14年度における景品表示法違反行為に対する措置 -</p>	<p>(1) 必要性</p> <p>規制改革推進3か年計画(再改定)において、規制改革を推進し、事後監視型行政への転換を図るに際し、消費者が適正な商品選択をできる環境の確保が不可欠である」とされているところ、公正取引委員会においても、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより、消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対応することが必要不可欠。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>排除命令は違反行為を行っていた事業者に対する違反行為の排除効果のみならず、業界全体に対する抑止効果を持つことが認められる。業界の特徴を踏まえ、引き続き、より多くの個別事件の迅速・厳正な処理、ないし、重大な違反事件の優先的な処理が必要。</p> <p>(3) 効率性</p> <p>排除命令事件の処理スピードが年々遅延傾向にあるため、今後、一層の迅速化の努力が必要。公正取引委員会の景品表示法違反事件調査部門全体にわたる定員の増加が必要であるとともに、景品表示法違反事件調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法の改善にも積極的に取り組む必要。</p>	<p>引き続き、消費者の適正な選択を妨げる不当表示について、排除命令の措置を採るなど厳正に対応。</p> <p>地方事務所における景品表示監視官の増員、事件調査に関する研修の実施、地方事務所における事件処理状況の実態を把握。</p>

3 総合評価

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
1	インターネット等に係る不当景品類及び不当表示防止法上の問題の検討等	<p>(1) 必要性 政府の「E-Japan2002プログラム-平成14年度II重点施策に関する基本方針-」(平成13年6月)においては、「電子商取引等に係る消費者保護の推進を図る」とされていたところであり、BtoC取引に係る景品表示法上の問題の検討等を行う社会的必要性は高かったと評価できる。</p> <p>(2) 有効性 インターネット・サーフ・デイによる実態把握によれば、景品表示法上の問題が見られた広告表示の比率が20.0%(平成13年度調査)から5.0%(平成14年度調査)に低下した。今回の調査対象サイト数が少ないことため確定的な評価を加えることができないが、以上のことから、BtoC取引に係る景品表示法上の問題の検討等が広告表示の適正化に対して一定の効果があったことがうかがわれる。しかしながら、次のような更なる改善が必要であると考えられる。</p> <p>ア 景品表示法上の留意事項等については、依然としてBtoC取引サイト上における不適正な表示が散見されることから、事業者等に対し更なる周知活動を行なうとともに、「電子商取引監視調査システム」を有効に活用するなど更に監視体制を強化し、違反行為の排除に努める必要がある。</p> <p>イ 「電子商取引監視調査システム」により確認された違反行為の形態等を整理し、急速に変化するBtoC取引の表示実態を的確に把握することにより、不当表示等の景品表示法違反行為の早期発見に努めるとともに、留意事項を追加・補充し、新たな手法による景品表示法違反行為について迅速に対応できるようにする必要がある。</p> <p>(3) 効率性 一般に、周知活動等を通じることで多くの違反行為が未然防止されれば、より効率的であると考えられる。今回の景品表示法上の留意事項等の作成・公表については、一定の効果があったことがうかがわれることから、広告表示の適正化のためには効率的な方法であったのではないかと考えられる。</p>	<p>電子商取引監視調査システムについては、更に監視体制を強化するために、平成15年度においては、電子商取引調査員を30名増員し、80名とした。</p> <p>平成15年度においては、実態調査結果等を踏まえ、インターネット接続サービスに係るサービス料金の表示について問題となる事例や表示上の留意事項を追加するなど「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」の一部改定(平成15年8月)を行い、事業者及び消費者に対し更なる周知活動を行った。</p> <p>引き続き、「電子商取引監視調査システム」等により、不当表示等の景品表示法違反行為の早期発見に努めるとともに、景品表示法違反行為の未然防止及び排除を図るなど、消費者向け電子商取引における表示の適正化のための取組を実施する。</p>
2	公正かつ自由な競争のルール of 厳正な運用 - 平成13年度における独占禁止法違反行為に対する措置 -	<p>(1) 有効性(経済的效果) 排除勧告による経済的效果は、限定的な期間による試算の場合でも、前者においては63百万円、後者においては483百万円と推計。</p> <p>(2) 効率性 平成13年度に法的措置を採った事件の平均事件処理期間は286日であったことから、これら2事件(183日及び225日)は相対的に迅速な処理がなされたものと評価。また、上記のよう</p>	引き続き有効な措置を採るよう努める。

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
		な経済的效果を数千万のコストで実現	